

●訪問型サービス●

基準		現行の介護予防訪問介護相当	多様なサービス	
サービス種別		訪問介護	緩和した基準のサービス	短期集中予防サービス
サービス名称		介護予防訪問型サービス	生活支援訪問型サービス	短期集中訪問型リハビリテーションサービス
①	サービス内容	現行の介護予防訪問介護と同様	買物、調理、掃除など現行の介護予防訪問介護の範囲から身体介護を除いたもの(生活援助)	利用対象者の生活機能の向上を図るため、利用者及びその家族に対し、リハビリテーション専門職が助言や指導を行う(3か月以内)
②	対象者	・要支援者(認定有効期間開始日がH29.4.1以降の方) ・事業対象者	・要支援者(認定有効期間開始日がH29.4.1以降の方) ・事業対象者	・要支援者(認定有効期間開始日がH29.4.1以降の方) ・事業対象者 ※サービス開始時は医療機関から退院した日から起算して概ね6ヶ月以内である者、もしくは生活機能向上に明確な意思がありサービス終了後は機能向上が見込まれる者であること
③	サービス提供の考え方	利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すもの。	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯等に対して、日常生活に必要な家事等について、その利用者が可能な限りその者の居宅において、訪問介護員等又は市長が指定する研修修了者が、その状態等を踏まえながら生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すもの。	原則3ヶ月間、利用者及びその家族に対し、理学療法士または作業療法士が適切な助言や指導を行うことで、利用者の生活機能の向上を図り、要介護状態等になることを予防し、生活行為を自立させることを目指すもの。
④	事業の実施方法	事業者指定	事業者指定	事業者指定
⑤	ケアマネジメント	原則的な介護予防ケアマネジメント	原則的な介護予防ケアマネジメント	原則的な介護予防ケアマネジメント
⑥	市町村の負担方法	月額包括報酬(サービス費の8~9割)	月額包括報酬(サービス費の8~9割)	1回あたりの報酬(サービスの8割~9割)
⑦	基準	介護予防訪問介護に同じ ※指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、各事業の基準を満たすことによって、下記基準を満たしているものとみなすことができる。	介護予防訪問介護の基準をもとに市町村が規定 ※指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、各事業の基準を満たすことによって、下記基準を満たしているものとみなすことができる。	地域の実情に合わせて市町村が規定
(1)	人員	・管理者 常勤専従1以上 ※支障がなければ兼務可 ・訪問介護員等 常勤換算方法で2.5以上 (資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者) ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40又はその端数を増すごとに1人以上 (資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の経験を有する初任者研修等修了者)	・管理者 常勤専従1以上 ※支障がなければ兼務可 ・従業者 必要数と認められる数 (資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、市長が指定する研修修了者) ・サービス提供責任者 従業者のうち、利用者40又はその端数を増すごとに1人以上 (資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の経験を有する初任者研修等修了者) ※ただし2人目以降のサービス提供責任者については、資格要件なし ※支障がなければ兼務可	・管理者 常勤専従1名 ※支障がなければ兼務可 ・従業者 必要と認められる数 (資格要件:理学療法士又は作業療法士)
(2)	設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品	・事業の運営に必要な広さを有する区画 ・必要な設備・備品。特に感染症予防に必要な手指を洗浄するための設備が設置されていること。
⑧	個別サービス計画	介護予防訪問型サービス計画の作成	生活支援訪問型サービス計画の作成	短期集中訪問型リハビリテーションサービス計画の作成
⑨	単価等	1単位の単価 10.21円	1単位の単価 10円	1単位の単価 10円
(1)	基本報酬(1月につき)	・週に1回程度 1,168単位 ・週に2回程度 2,335単位 ・週に2回を超える(要支援2) 3,704単位	・週に1回程度 900単位	・1回当たり 600単位(40分程度・3ヶ月で16回以内)
(2)	加算	・初回加算 200単位 ・生活機能向上連携加算 100単位 ・介護職員処遇改善加算	なし	なし
⑩	利用者負担額(利用料)	1割負担(一定以上の所得は2割負担)	1割負担(一定以上の所得は2割負担)	1割負担(一定以上の所得は2割負担)
⑪	限度額管理の有無	有	有	有